岩手県告示第593号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(平成19年岩手県条例第75号)第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。 令和4年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 有限会社橋市土地開発
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 (仮称) 矢巾町藤沢地区ショッピングセンター 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割12番 1ほか地内
- 3 報告の概要
 - (1) 説明会で述べられた意見 集客施設及び近隣店舗の業種の重複について
 - (2) 当該意見についての届出者の見解 近隣の競合店は存在するが、導入店舗についてはシーリングを行いながら検討していきたい。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和4年10月21日から同年11月21日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、雫石町役場、紫波町役場及び 矢巾町役場